

注 記

【一般会計等】

1 重要な会計方針等

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成 27 年 1 月総務省〕に定める評価基準及び評価方法によります。ただし、地方公営企業法が適用される会計については、地方公営企業会計基準によります。

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得価額とし、取得価額が不明なものは原則として再調達価額としております。

また開始後については、原則として取得価額とし再評価は行わないこととしております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

【市場価格があるもの】

該当ありません。

【市場価格がないもの】

出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	15 年～50 年
工作物	10 年～60 年
物 品	2 年～30 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5 年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

【徴収不能引当金】

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

【賞与等引当金】

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

【退職手当引当金】

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

【損失補償等引当金】

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って計上しますが、本年度は計上となる額はありません。

(5) リース取引の処理方法

【ファイナンスリース取引】

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

【オペレーティングリース取引】

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第2項に規定する歳入歳出外現金を除く現金としています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積額が50万円（美術品300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱に準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- ③ 消費税等の会計処理については、税込方式によっております。

2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

変更はありません。

- (2) 表示方法を変更した場合には、その旨

変更はありません。

- (3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨

変更はありません。

3 重要な後発事象

- (1) 重要な業務の改廃

該当ありません。

- (2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

- (3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

- (4) 重要な災害等の発生

該当ありません。

- (5) その他重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- | | |
|-----------|--------------------|
| ① 大阪地方裁判所 | 平成 30 年（ワ）第 3751 号 |
| ② 大阪高等裁判所 | 令和元年（ネ）第 2675 号 |
| ③ 大阪地方裁判所 | 令和元年（ワ）第 10032 号 |

(3) その他主要な偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
南河内広域行政共同処理事業特別会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
一般会計等は、普通会計の対象範囲に加えて、介護サービス事業及び南河内広域行政共同処理事業特別会計を対象としています。
- ③ 出納整理期間について
財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。（根拠条文 地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

④ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円を四捨五入して単位しているため、合計が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

財政指標	富田林市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	12.25 %	20.00 %
連結実質赤字比率	- %	17.25 %	30.00 %
実質公債比率	-1.2 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	- %	350.0 %	

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当ありません。

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費繰越額	0 千円
繰越明許費繰越額	608,626 千円
事故繰越繰越額	0 千円

⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

ア 範囲

普通財産のうち、活用が図られていない公共資産で民間による土地活用が可能なもの。

イ 内訳

事業用資産 14,813 千円

土地 14,813 千円（楠風台集会所跡地及び若松町改良住宅用地残地）

令和2年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によります。

上記の14,813千円は、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

22,892,612 千円

③ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ. 一般会計等に係る地方債の現在高	31,597,672 千円
ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額	0 千円
ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	7,779,770 千円
ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	20,681 千円
ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	5,578,290 千円
ヘ. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0 千円
ト. 連結実質赤字額	0 千円
チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0 千円
リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金	10,612,658 千円
ヌ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	8,767,322 千円
ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	30,792,104 千円

④ 地方自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当ありません。

⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

該当ありません。

(3) 純資産における固定資産等形成及び剰余金(不足分)の内容

純資産の部	内 容
固定資産等形成分	過去に投資を行った資産の現在価格を表します。 貸借対照表の固定資産と流動資産の短期貸付金と基金の簿価になります。
剰余分(不足分)	費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。 流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額になります。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△2,423,603 千円

【(業務活動収支+支払利息支出) + (投資活動収支+基金積立金支出-基金取崩収入)】

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	44,589,041 千円	43,831,645 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	157,610 千円	155,778 千円
繰越金に伴う差額	876,813 千円	0 千円
資金収支計算書	43,869,838 千円	43,987,423 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（南河内広域行政共同処理事業特別会計）の分だけ相違します。

④ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異
(一般会計等の差異 863,677 千円)

項 目	金 額
減 価 償 却 費	2,060,856 千円
国 県 等 補 助 金 (投 資 活 動 収 入) 他	△ 1,203,660 千円
引 当 金 の 繰 入 と 戻 入	△ 9,267 千円
未 収 金 の 期 首 ・ 期 末 残 高 の 差 異	101,014 千円
資 産 売 却 益	△ 92,489 千円
資 産 除 却 損	7,089 千円
そ の 他	134 千円
合 計	863,677 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 0 千円

⑤ 重要な非資金取引

該当ありません。